8 実現化方策

8.1 今後の都市づくりの取り組み方針

宇美町都市計画マスタープランは、都市づくりの理念(将来像)『**豊かな自然と快適な住職境を地域力ではぐくむまち 宇美**』の実現を目指し、各種分野や地区ごとの都市づくりの方向性を示すものです。今後は、都市計画マスタープランに基づいた具体的な都市づくりを進めていく必要があります。都市づくりにあたっては、町民等と行政が一体となった共働の取り組みが必要不可欠であり、以下に示す3つの視点に重点を置き、都市づくりを進めます。

- 1 都市計画マスタープランの周知と都市づくり情報の共有化
- 2 町民等と行政による共働の都市づくりの推進
- 3 都市計画マスタープランの適切な管理と見直し

8.1.1 都市計画マスタープランの周知と都市づくり情報の共有化

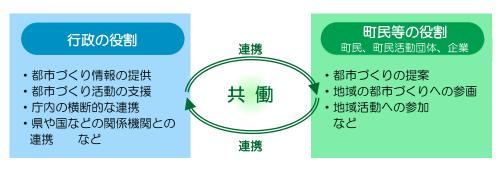
都市計画マスタープランの実現を図るには、まず、都市づくりの主役となる町民等や行政が十分に 都市計画マスタープランを理解し、都市づくりに関する情報を共有することが重要です。

このため、行政は、関係各課が各々の役割を明確に認識するとともに、都市計画マスタープランの 積極的な周知に努め、町民等との対話により、計画内容の共通認識とお互いの役割把握に努めます。 具体的には、広報やホームページ、説明会などによって、情報の公開・意見聴取を行います。

8.1.2 町民等と行政による共働の都市づくりの推進

都市計画マスタープラン策定にあたっては、町民代表、学識経験者などによる策定委員会、住民参加による町民まちづくり検討会、住民アンケートなど多くの町民等の方々に参加していただきました。 今後も、都市計画マスタープランを実現化していくため、行政はもとより町民等それぞれが、適切な役割分担のもとに協力しあう共働により都市づくりを進めることが重要です。

このため、各施策実施においては、計画段階から町民等の積極的な参加を促すとともに、維持・管理段階における町民等の積極的な参加を支援します。



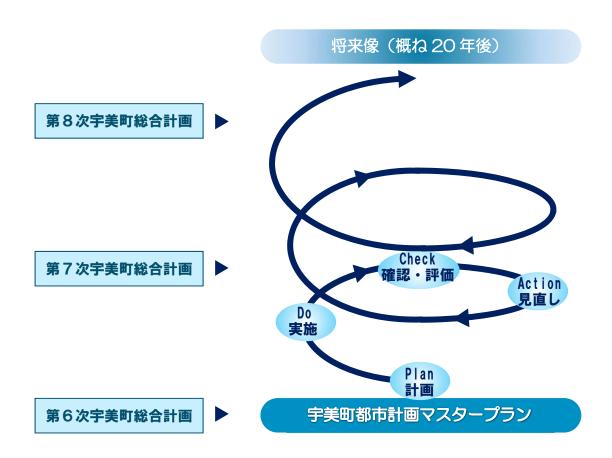
共働の都市づくりの体制のイメージ

8.1.3 都市計画マスタープランの適切な管理と見直し

本町の今後の都市づくりは、都市計画マスタープランに基づき、各種制度や事業を活用し実行していくことになりますが、実行段階において、都市づくりの進捗状況を確認・評価し、必要に応じて見直しを行うといった、都市づくり全般の適切な管理を行っていく必要があります。

また、都市計画マスタープランは、概ね20年後を目標に策定していますが、それまでには、地域の状況や社会・経済状況の変化、また、上位計画の見直しなどが考えられます。

そこで、時代の変化や多様化する町民ニーズに柔軟に対応するため、都市計画マスタープランの 見直しを行い、内容の充実に努めます。



都市計画マスタープランの適切な管理と見直しのイメージ

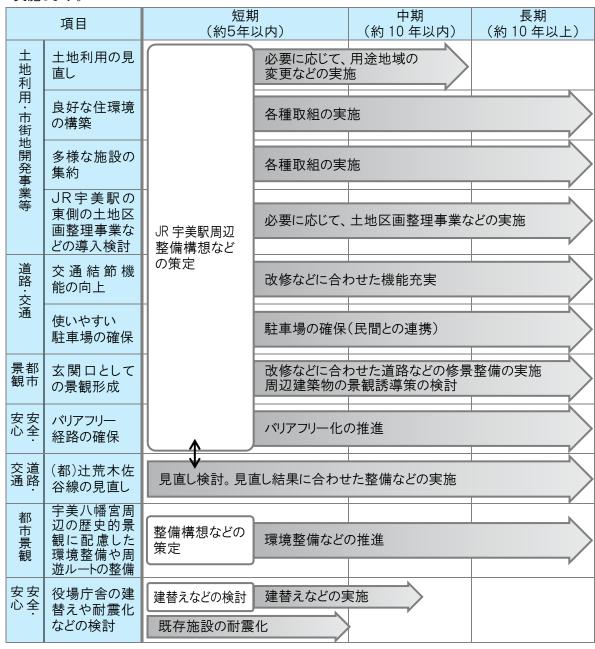
8.2 実現化に向けたシナリオ

宇美町都市計画マスタープランに掲げる将来都市構造の実現にむけ、各地区や各分野の整備構想や計画を策定するとともに、各種都市計画の見直しや各種事業などを推進します。

「中心拠点」や「平成地区及びその周辺」については、多くの施策が関連するため、これらの区域ごとに施策内容を整理します。「中心拠点」は全体構想の将来都市構造に位置づけた中心拠点を、「平成地区」は平成地区地区計画区域を示します。

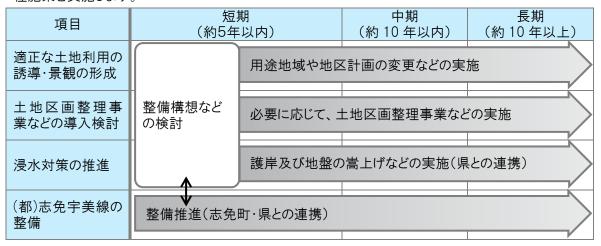
(1) 中心拠点

中心拠点については、誰もが快適に暮らせ歩いて利用できる利便性の高い市街地の構築にむけ、 (都)辻荒木佐谷線の見直しや宇美八幡宮周辺における環境整備などの検討にあわせて、中核エリア である JR 宇美駅周辺を対象とした整備構想などを策定し、これらの検討結果にもとづき各種施策を 実施します。



(2) 平成地区及びその周辺

平成地区及びその周辺については、(都)志免宇美線の整備に合わせ、良好な沿道街区形成と後 背地の良好な市街地環境の構築にむけた土地区画整理事業などの導入、適正な土地利用の誘導 や景観の形成、浸水対策の推進などについて整備構想などを策定し、これらの検討結果にもとづき各 種施策を実施します。



(3) 上記を除く都市計画区域

■土地利用·市街地開発事業等

項目	短期 (約5年以内)	中期 (約 10 年以内)	長期 (約 10 年以上)
(都)粕屋宇美線沿 道の用途地域の見 直し	見直し検討用途地域の変更などの実施	>	
産業振興に寄与する工場などの立地 を促進するための 適地選定	適地の選定 検討 必要に応じて、用途地 域の変更などの実施	>	
低層住宅地の建 ペい率や用途地域 などの見直し	地域要望に応じた見直しの検討		
生活拠点への生 活利便施設の立 地誘導	施設誘導策の検討	他 T	
用途地域外での適 正な土地利用誘 導	土地利用誘導 策の検討 用途地域の指定	こなどの実施	
旧炭鉱住宅などの 密集住宅地の住 環境の改善	改善方策(土地区画整理事業や 地区計画など)の検討	改善方策の実施	
その他	国土利用計画の見直し		

■道路·交通

項目	短期 (約5年以内)		中期 (約 10 年以内)	長期 (約 10 年以上)
(都) 志免宇美線、 粕屋宇美線、木河 太宰府線の整備	整備推進(周辺で	市町や県との連携)	
都市計画道路の 見直し検討(長期 未着手道路)	見直し検討	都市計画道路の などの実施)変更·整備(周辺市田)	丁や県との連携)
緑道の利用環境の 向上	地域要望に応じた	た問題箇所の改善	の実施	
生活道路の 安全性向上	地域要望に応じた	た問題箇所の改善	・	
地域公共交通のあり方検討	あり方の検討	公共交通の提供	は(事業者との連携)	

■公園·緑地

項目	短期 (約5年以内)		中期 (約 10 年以内)	長期 (約 10 年以上)
公園や緑地の 適正配置の検討	緑の基本計画 の策定	必要に応じて、者	 	定、整備推進
既存公園の機能 充実	バリアフリー化などの推進			
一本松公園の周 辺を含めた良好な 環境の保全	保全方策の検討	規定や指定区域	はなどの見直し	

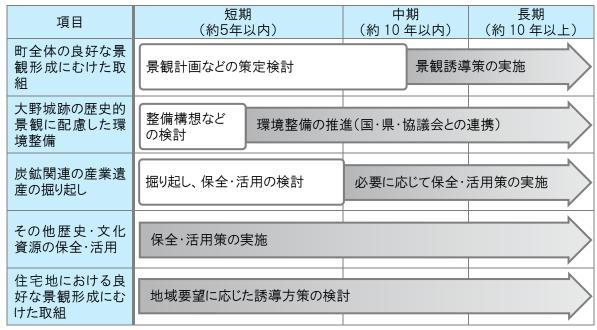
■その他の都市施設

項目	短期 (約5年以内)	中期 (約 10 年以内)	長期 (約 10 年以上)
上水道の未整備 区域の整備	事業認可区域における未整備区域の整備		
下水道の未整備 区域の整備	未整備区域の整備		

■自然環境の保全等

項目	短期 (約5年以内)	中期 (約 10 年以内)	長期 (約 10 年以上)
田園居住ゾーンや 森林ゾーンの保全・活用	保全や交流空間としての活用策の推進(県や土地所有者などとの連携)		
河川整備	河川改修や多自然川づくりの促進(県との連携)		

■都市景観



■安全·安心

項目	短期 (約5年以内)	中期 (約 10 年以内)	長期 (約 10 年以上)
特定建築物の耐震 化促進	耐震改修の促進		
住宅の耐震化促進	耐震改修の促進		
地震時に通行を確 保すべき道路沿道 の建築物の耐震化 促進	耐震改修の促進		
小·中学校施設の 安全向上策の実施	建物調査の実施安全向上策の	 実施 	
昭和町町営住宅の 建替えなどの実施	建替えなどの実施		
総合的な治水対策 の実施	総合的な治水対策の実施(県との	 	
土砂災害などの対 策の実施	土砂災害などの対策の実施(県と	 :の連携) 	
災害による被害軽 減に向けたソフト施 策の実施	ハザードマップの周知や避難体制	 などの構築の推進 	
ユニバーサルデザインによる施設整備	ユニバーサルデザインに配慮した	施設整備の推進	